liberty&human rights NEWS

NO.51 (2025,1,15)

0

編集・発行:「自由と人権」 榎本(090-1884-5757)

鞭のうなりと握り拳と

ホームページ http://www.bbm-a.jp/~eno-takanosu1737/jiyu/index.htm

「自由と人権」HP

九九式小銃 四国五郎 P1

- 「九九式短小銃」に寄せて P2
- (3) 2025年 P2~4
- 音声データ消去事件提訴 P5~6
- 東大和ローカル 2つの通知 P6~7

目次

【またまた少し長い後記】・お知らせ P7~8

ご自由に

お持ちください

頬ずりで

おまえをた

私の右掌のなかにある おまえは裸になって おまえのすべてが 遊底覆いをとれば 遊底をひく 左掌に銃身をささえ槓桿をあげ

はずか

肌をぬめる脂 毛すぢほどの疵も

ののりも

そして

ひそ とりてい処女の気づかわし とみえかくれする しさで

私は おまえはなぜ 兵隊

私の掌のなかにある

身をよぢて螺旋の銃孔を欠かすことなく毎夜

(5)

弾倉を覗き

適度のふくらみと 突きぬける

つめたさと

おまえは 私に擬する死のふかみにつながる小さな孔を瞬きさえかえさないで

しっとり 床尾鈑か 恋人のよせてくるうなじのように銃把か心地よく握りこまれいかに っとりと身をゆだねようと 私の肩に

いまは はやうみだしたつながりに脇腹を蹴上げる長靴の 日本刀のこじりと ひずめが

やさしくもとけあって 据銃する私の腕とおまえの体重に なれた舞踏のごとくあろうと

うつろうかげりも しげに 抛物線をひいて私の喉もとから ごう然 照尺に 消え去る 腹筋で耐えて数をよみ ちか と微笑みかけるとき

ОЦ

びたくて叫びえぬものが

おまえは

私の分身でもな 恋人でもなけれ いば

傀儡のごとき私の 腕 か

硝煙は吹き 銃身は焼け 槓桿をひき薬室に弾丸を送り薬莢を飛ばす 弾倉にこめる

薬莢はとび 一五〇〇米の有効射程のなかで 弾倉はみたされ

若きウエルテルが

ジャン・クリストフが

ゴッホが眉間を撃ちぬかれ

阿 Q が おふくろと私になにかを期待したまま早逝した父と ゲオルギ・ グロッスがくずおれ

やがて 眸まどかなるひとと 私となかい髪をまきあげて三つ編みにした

径7.耗の銃弾は貫通するのか すべてを重ね合わせて 串刺しに

さく杖をやわらかくぬき去る

右差指で撃鉄を空うちすれば45度の仰角 私の心臓の位置おまえの化粧は おわる おまえが ウエスは かすかな脂をおびて 私の心臓の位置に銃身をささえ

おまえと私の悲し すべてが停止する 私を守ってくれると信じなければ いつながりの

それが 明朝までの さようならの合図だ

國五郎 『戦争詩』 より

1

「九九式短小銃」に寄せて

『戦争詩』に収められた「九九式短小銃」は、敵を殺さなければ自分が殺されるという、否応なく担わされる矛盾と葛藤を抱えた兵士が、己の身を守ってくれるかもしれない銃に対して抱く愛着と憎悪をうたったものです。戦争は人間を殺傷するだけでなく、人間性をも破壊してしまうことを的確に表しています。

以下は四國五郎が反戦詩について記した一文の抜粋です。

反戦詩は反帝国主義の詩である (1966年7月22日)

詩人は、いつの時代でも偽りのないこころを言葉に託してうたった。それは、なにかに要請されてうたうといったものではない。止めがての怒りであり、悲しみであり、歓喜である。

反戦詩においても同じである。戦争という非人間的な行為に対する人間性からの告発が出発になる。しかし、われわれにとって反戦詩をうたうということは、たんに人間性に根ざす衝動的行為というだけでなく、それは、帝国主義的侵略戦争に対する自分の怒りを他の者に伝達し、よびさます行為である。したがってその行為には、戦争そのものに対する正確で深い認識と共に、行為を効果的にするための感情の整理、言葉の選択、手法、形式といったいわゆる詩の「基本的なもの」が重要となる。【引用者による中略】

親は刃をにぎらせて/人を殺せとをしへしや/人を殺して死ねよとて/二十四までをそだてしや (中略)

君死にたまふことなかれ/すめらみことは戦ひに/おほみづからは出でまさね/かたみに 人の血を流し/ 獣の道に死ねよとは/死ぬるを人のほまれとは/ 1904 年 与謝野晶子

これは有名な「君死にたまふことなかれ」の抄出であるが、ここには、反戦詩の原型とでもいいたいものがあるまた、天皇の戦争責任を天皇制権力のもとでこれほど素直大胆にうたってのけたのは、他にあまりないという点で特徴的である。【後略】

(『でるた』広島詩人会議、1966年8月掲載) 『戦争詩』〈附〉より

四國五郎『戦争詩』の「九九式短小銃」を含む数々の詩は、「帝国主義的侵略戦争に対する自分の怒りを他の者に伝達し、よびさます」優れた「反戦詩」であると言えます。

2025年

◆年の初めに

新しい年が明けました。

昨年は元旦から能登半島を中心とする地震があり、多くの被災者を出ました。あれから1年、現地での復興は道 半ばにも達していないという報道も目立ちます。国は被災者の支援に本気で取り組む気があるのでしょうか。

「日本を取り巻く安全保障環境の悪化」を口実にして政権は軍備増強に血道をあげ、同じく地球温暖化を口実に原発再稼働を推進しています。これによって確実に「儲ける」人たちが存在するからです。それは軍需産業であり、原発関連産業であり、関連商社です。そしてこれに利権を持つ一部の人々です。彼らの目には困難な生活を送っている被災地の人々の姿など映ってはいないのでしょう。相変わらずの物価高続き、庶民には軍事費倍増による増税と社会保障の切り捨てが待ち構えています。わたしたちは声を大にして叫ばねばなりません。架空の安全保障より、今の生活保障と社会保障だ!

軍事費に湯水のごとく国の予算を注ぎ込み、周辺国との緊張感を高める政権の施策は早急に改められなければなりません。できることなら自衛隊という軍隊を改組して、琉球弧の軍事南西シフトを改め、能登にシフトした復興・復旧体制を整えるべきです。

能登に地震が発生したとき、珠洲に原発がなくて本当に良かったと感じた人も多いと思います。志賀原発が稼働していなかったこともせめてもの幸いでした。もし稼働していたら、フクシマの惨状が再現していたかもしれません。

災害時には地球規模での災害をもたらし、通常の稼働でも労働者の被爆を前提にし、核廃棄物の処理さえ見通せない原発稼働は直ちにやめ、今ある原発もすべて廃炉にしなければなりません。まして地震が頻発する日本にあっては喫緊の課題です。

ウクライナ戦争が始まってから、もうすぐ3年になります。イスラエルによるガザの虐殺は今も続いています。 ミャンマーは軍事クーデターから4年になろうとしています。世界は力による支配が継続しています。アメリカ・ファーストを叫ぶトランプ次期大統領の再登板も間近です。

わたしたち市民は無力感にとらわれがちですが、果たして市民は無力でしょうか。韓国では、現大統領によって 危うく戒厳令が発令されるところでした。軍部の対応によっては軍事クーデターに移行したかもしれません。しか し勇気ある市民の力と良識ある議員の対応で、幸いにもこれを収めることができました。沖縄では基地に反対して 多くの市民が体を張って抵抗しています。身近なところでは、PTSD 日本兵の家族の戦争被害をたった一人で訴 え続けた黒井秋夫さんの活動が実を結び、国も実態調査に乗り出そうというところまできています。

市民は、微力ではあっても無力ではありません。声を上げ続けること、立ち上がることで少しでも現状を打開していくことができます。

◆許されない原発再稼働

以下は東京電力福島第 1 発電事故後、今年にかけて再稼働した原発です。 8 原発 14 号基の原発が稼働していることになります。

島根原発(中国電力)2号機/女川原発(東北電力)2号機/大飯原発(関西電力)3、4号機/高浜原発(関西電力)1~4号機/美浜原発(関西電力)3号機/玄海原発(九州電力)3、4号機/川内原発(九州電力)1、2号機/伊方原発(四国電力)3号機

福島第一原発と同じ「沸騰水型」と呼ばれるタイプは、東北電力女川原発 2 号機・中国電力島根原発 2 号機、他は「加圧水型」と呼ばれるタイプです。(日本経済新聞 2024 年 12 月 7 日より)

わたしたちはこの現実をしっかり胸に刻んでおく必要があります。14 年前に多くの犠牲者、避難者を出し、あれだけ痛い思いをしたあげくの再稼働です。過去から何も学び取ってしないという意味では、戦前の軍事国家化の再来と同じです。戦争でも原発災害でも、それを推し進める張本人たちは何一つ被害をこうむってはいないのであり、多大な犠牲は所詮ひとごとなのです。

2017年7月原子力委員会決定の「原子力利用に関する基本的考え方」(政府として尊重する旨閣議決定)では次のように述べています。「地球温暖化問題に対応しつつ、国民生活と経済活動の基盤であるエネルギーを安定的かつ低廉に供給することを通じて、国民生活の向上と我が国の競争力の強化に資することが求められている」

このように、再稼働を打進める口実にされているのが地球温暖化と経済性です。これがまやかしであることは明らかです。政済界は(そして労働界の一部も)、世論の根強い反対にもかかわらず強引にこれを推し進めています。 わたしたちはこれに抗し、一日でも早い全原発全廃炉を目指して、できることからひとずつ取り組んでいきましょう。その取り組みには、経済の縮小という覚悟と、わたしたち自身の生活の見直しも含まれていることは言うまでもありません。

希望がないわけではありません。2017 年にはノーベル平和賞が核兵器廃絶国際キャンペーン(ICAN)に授与され、昨年は日本被団協二日本原水爆被害者団体協議会にノーベル平和賞が授与されました。核兵器廃絶は人類の願いです。

核兵器と同根の原発も同じく地球上からなくさねばなりません。反核には核兵器廃絶と原発廃炉という意味を込め、反軍には、究極的には防衛のための軍隊も無くすという視座も持ち続けたいものです。

◆「戦争こりごり、原発まっぴらごめん党宣言」

今年は敗戦から80年、東京電力福島第一原発事故から14年です。

敗戦から80年、戦争放棄をうたう平和憲法のもとで、日本はまたしても海外に軍事力を展開し、他国を攻撃できるような装備を持とうとしています。そしてフクシマでの過酷な事故、多くの被災者の存在を忘れたかのように、

政権は原発再稼働を推し進めています。

自由と人権は今年も継続して軍備拡大と原発再稼働に反対し続けます。反核・反軍の思いを胸に、2023 年に掲げた「戦争こりごり、原発まっぴらごめん党宣言」を年の初めにあたり、ここに改めて掲示します。

12年前、原発はまっぴらごめんだと考えた



反戦・反核



78年前、もう戦争はこりごりだと思った

「自由と人権」は大軍拡に反対します

「自由と人権」は公民館登録団体です。基本的人権や市民的自由について考え、行動しています。 原則的に第2土曜日午後、(主に東大和市立中央公民館で)定例会を持っています。 定例会の内容は自由です。関心のある方は直接おいでいただくか、下記までご連絡ください。

電話:090-1884-5757(榎本) メール:eno-takanosu1737@bbm-a.jp

ホームページ: http://www.bbm-a.jp/~eno-takanosu1737/jiyu/index.htm (QR コード参照)





戦争こりごり、原発まっぴらごめん党宣言

78 年前、わたしたちの前の世代の人たちは、生活の全面にわたる軍事統制と強制措置、軍国主義の日本による他国侵略を原因とする 軍事侵攻と空爆を受け、多くのいのちを失い、生きのこった人たちも凄惨な生活を強いられました。1945 年、敗戦による戦争終結に よって、いのちの保障と自由を取り戻し、もう戦争はこりごりだと心の底から思ったと言います。

そして 12 年前、今度はわたしたち自身が、東日本大震災を引き金とした福島第一原発事故により、核被曝とその恐怖を味わうこととなりました。実際、膨大な数の人々が住み慣れたふるさとを追われ、原発事故関連死として亡くなった人も少なくはありません。避難生活は現在までも続き、放射線被曝の影響と不安は次世代までも引き継がれています。こんなことは二度と起こしてはならない、原発はまっぴらごめんだと、わたしたち自身が強く決意したものです。

ところが、戦争の終結から 78 年、原発事故からはわずか 12 年で、自身や先人たちの後悔と反省を忘れたかのごとく、この国の政策は逆行し、その速度をさらに高めようとしています。

ウクライナ戦争を口実として、他国攻撃を可能とするほどの大軍拡に手を染め、周辺諸国との緊張感をあおり、いまこの国は、明日 戦争になってもおかしくないような状況です。集団的自衛権や他国攻撃能力は憲法違反の疑いが濃厚であると指摘されても、数の力で これを押し切ってしまったのです。さらに国は、原発ゼロにむけて政策の転換をはかるどころか、原発の最長運転期間の延長まで実施 してしまいました。原発事故による被災からの回復も、避難先からの帰還や、損害賠償も完了せず、また、福島第一原発廃炉の見通し も立っていないにもかかわらずです。

わたしたちは、戦争によりいのちを奪われることも、いのちを奪うことも、拒否します。たとえ国が負けても、生き残るほうを選びます。不当な支配に対する抵抗は、生きていてこそできるのです。死んでしまっては何にもなりません、いのちがいちばん大事です。 仮に生活に不便があったとしても、原発なんかいりません。核被曝の恐怖におびえるより、不便を選びます。あるのが当たり前になっている、ウォシュレットやスマホなんかなくても生きていけます。みんなが少しずつ不便を忍べば、原発なんかなくてもやっていけるのです。ましてリニア新幹線など無用の長物、まっぴらごめん、電力浪浪費の犯罪的代物です。

原爆は世界から廃絶させなければなりません。原爆も原発も根っこは一緒です。原爆は原発以上にあってはならないものです。無い ほうがみんな幸せになれます。ヒロシマ、ナガサキ、ビキニ、フクシマ、自然災害ではありません。みんな人間がもたらしたものです。 人間がなくせないはずはないのです。

(2023.3.11 自由と人権)

音声データ消去事件提訴

ここでいう「音声データ」とはは、2024 年 8 月 21 日、東大和市情報公開・個人情報保護法審査における口頭意見陳述の審査会における審査請求人(わたしです)の口頭意見陳述の内容を録音したものです。

※同審査会における答申については、本通信「東大和ローカル 二つの通知」の「2、審査請求に至る経緯と答申批判」を参照してください。

8月26日、口頭意見陳述の記録の開示を求めたところ、同市総務部総務課で作成したメモ書きのような「令和6年第1回情報公開・個人情報保護審査会 口頭意見陳述」が開示されました。ところが陳述記録の中に、わたしが陳述した内容と異なる記述があることがわかり、後日、この記録の訂正と善処を求める文書(「第1回情報公開・個人情報審査会口頭意見陳述(2024年8月21日)記録について」)を同市総務部総務課に提出しました。

口頭意見陳述が終了後の8月28日、当日の審査会の資料と口頭意見陳述の記録部分のみの交付を請求しました(審査会自体の記録は非公開)。その結果、得られたものが「令和6年第1回情報公開・個人情報保護審査会 口頭意見陳述」です。この記録は、同市総務部総務課で作成したものです。しかし、なんと意見陳述の内容が間違って記載されており、正反対に読み取れる部分もあったのです。これに異議を申し立てたところ、担当者はすでに音声データは削除してしまったので、文書にして誤りを正して提出してほしいとの返事でした。9月30日、わたしは要請に応じて「第1回情報公開・個人情報審査会口頭意見陳述(2024年8月21日)記録について」(以下「記録についてと略す)という文書にして総務課に提出しました。その内容は、誤記の部分を訂正し、今後このようなことが起こらないような対策(音声データの保存期間の定めなど)をしてもらいたい旨書き添えたものです(同文書参照)。

2ヶ月後の 12 月初旬、総務課より「音声データ管理の要求について(回答)」という 11 月 28 日付文書がわたしのもとに送られてきました(同文書参照)。その内容を見てあきれました。音声データは文書化するまでの補助手段であり、その保存・保管はしていないとの内容です。併せて、陳述者が録音機器を持ち込むことを検討するとの添え書きもありました。

現実に起きている問題に誠実に対応しようという姿勢がなく、まるで他人(ひと)事です。録音機を持ち込ませるなどという検討も、その責任を陳述者に責任を転嫁することであり、全く認められることではありません。

おそらく IC レコーダで収録した陳述内容は、庁舎内のサーバーに移し替え、それを各自の PC で再生して文書 化するのでしょうから、サーバーには当該音声データは残っていると考えられるのです。これを一定期間保存する ことなど、担当者にとって特段の負担になるものではなく、録音データの容量もサーバーの巨大容量に比べればホコリのようなものなので、すぐにでもできることです。むしろ、削除するという能動的な操作が不要になり、逆に楽になると言えます。そして一定期間過ぎたのち、まとめて削除すればいいのです(後日担当者に確認したところ、「サーバーには保存していない」とのことでした。真偽のほどは定かではありません)。

それにこのデータがあれば、確実に正確な内容が検証できます。大相撲のビデオデータ、検察の取り調べ動画、議会の録画データのようなものです。審査請求人としては、自分の記憶が間違っているとは思いませんが、絶対ではありません。音声データを再生すれば、もしかしたら総務部の記録のほうが正しかったということだってあり得るのです。役所当事者だけならばまだしも、陳述人という部外者が関わっている音声記録を、文書化後に削除してしまうなど、公文書管理上問題があると言わねばなりません。

また、求めていた口頭意見陳述記録の誤記の訂正については、回答がありませんでした。そのため、12月2日、訂正された陳述内容の記録の開示請求をしました。12月13日になって「令和6年12月13日非公開決定通知書」が示されました。つまり当該文書は不存在ということであり、同記録は訂正しなかったということになります。担当課員によると、審査会には総務課作成記録と審査請求人の「記録について」を並列して提示するとのことでした。音声データを消去してしまったので、そのようにするしかないという事情は分かりますが、そもそも陳述内容を録音したものを、本人確認もせずに消してしまうという失態が原因です。公文書に準ずる音声データの適切な管理がなされていないのであるから、これを改善すべきであるにもかかわらず、そのような姿勢は全く見られません。

以上のように、情報公開審査会の担当である同市総務で総務課と、文書、及び口頭での交渉を行い、記録の訂正と音声データ管理の改善を求めましたが全く進展はなく、東大和市文書管理規則第4条2項の正確な取り扱い、事務の適正行使違反であるとして、昨年12月16日、国家賠償法第1条1項に基づく損害賠償請求の提訴に至りま

訴状については、右の QR コードからご覧ください。



東大和ローカル

2 通の通知

1、はじめに

昨年末、市役所から2通の通知が届きました。

1 通は、東大和市情報公開・個人情報保護法審査会からの「部分公開決定に対する審査請求について(答申)」というものです。もう 1 通は、市内配布物受付窓口の改悪について地域振興課に提出した請願書に対する回答です。

時系列に従って言えば、まず情報公開審査請求、次に審査会での口頭意見陳述、そして音声データ消去が明らかになり、損害賠償請求提訴、そして答申の送付という流れです。ここではまず審査会答申に至る経緯と、その不当性について述べ、その後に音声データ消去についてご報告します。

2、審査請求に至る経緯と答申批判







【審査請求に至る経緯】

部分情報公開決定については、2023 年 10 月 12 日にチラシ配置拒否裁判関係の文書を公開請求し、同年 10 月 25 日に部分公開された内容に関するものです。公開された文書中、裁判の事件番号と弁護士事務所の口座情報が墨塗にされていました。このことを不服とし、2023 年 12 月 19 日に審査庁である同市教育委員会の教育長に審査請求をしました。2024 年 8 月 21 日の口頭意見陳述を経て、同市審査会で検討した結果を教育長に答申したものの写しが当方にも送られてきたわけです(このことに関しては「自由と人権通信 NO.40」で若干触れています)。いずれ日を置かず審査庁から決裁書のようなものが当方に届くはずです。

答申の内容は「部分公開とした決定は妥当である。」というものです。初めから期待はしていませんでしたが、 行政にとって不都合な当方の指摘は避け、審査会の結論に合わせた通り一遍のことしか書かれていません。

【本人情報について】

事件番号については同条例第7条第2号に該当するか否かのみで判断しており、本人情報であることについての言及は全くありません。また、非公開にする内容は個人の権利利益(プライバシー)を害するものに限定すべきという審査請求人(わたしです)の主張については、「独自の解釈」(裁判では、自己の正当性を主張するとき、相手方を批判するのによく用いられる表現です)として退けています。

どちらも結論ありきで、実質的な中身のない空疎なものです。

【口座情報について】

口座情報については、銀行名まで墨塗にするのは条文(同条例第 7 条第 3 号)の拡大解釈であるとする審査請求人の論旨を見ず、単に手続き論で一蹴しています。答申を仔細に見ていただければわかるのですが、処分庁(中央公民館)が正当性の根拠としていた同条例第 7 条第 3 号(訂正前の弁明書原文では「項」と表記)を、口頭意見陳述当日(2024 年 8 月 21 日)に同条例同条第 4 号に訂正して来たことによるものです。

これに対する反論書の提出期限が同年9月20日でしたが、当方は反論書を出しませんでした。3号であろうと4号であろうと、銀行名まで墨塗にするのは条例の拡大解釈に違いはないとの判断からですが、反論書の提出を軽く考えていたことは否定できません。

審査会答申ではこのことを最大限利用しました。すなわち、処分庁(中央公民館)は口座情報を墨塗にした根拠を同条例同条第 4 号としているのであり、同条例同号3号の拡大解釈であるとする審査請求人の主張については「検討する」(答申 4 頁 31 行)とはしながら、実際には「判断を要しない」(答申 5 頁 7~8行)とし排除しています。こちらの手抜かりはあったとしても、まんまと「罠」にかかってしまった感があります。

【邪推】

中央公民館側がなぜ根拠を 3 号から 4 号に変えたのか。おそらく橋本勇顧問弁護士からのアドバイスがあった ものと推察されます。橋本弁護士はチラシ配置拒否裁判の被告代理人でもあります。同氏は法人として市役所と契 約しているわけではなく、個人事業主として契約しています。そのため 3 号よりは 4 号のほうが適当と考えたの でしょう。しかしこの変更が答申の結果にまで及ぶとは考えず、反論書を提出しなかったのは当方の甘さです。

もし仮に審査会の会長である渡邊眞一弁護士が橋本勇弁護士と結託すればよりことはよりスムーズに運びます。 審査会が完全に独立した第三者機関としての担保がなされていない現状では、このような「邪推」さえ生じる余地 があります。

【「付言」について】

答申では、2003 年 9 月 16 日東京地裁判決(テロ特措法に係る給油費用の情報公開事件)における公務員の 印影公開についての不整合(判決では非公開、東大和市は公開)に関しては無視しているものの、中央公民館による事件番号公開が時期によって統一されていないことについては触れられてはいます。その理由について審査会で は「判例を認識した時期の違い」として理解を示しています。しかし行政の一貫性と統一性から言えばとんでもないことです。これを許せば「認識時期の違い」として何でもありになってしまいます。

口頭意見陳述の直前での弁論書の訂正についても付言していますが、「処分庁及び審査庁が一層適切な事務に努めるよう求める。」とまるで他人事です。厳正な第三者機関という自覚に欠け、身内に甘い正体を露呈していると言わざるを得ません。このようなことは住民監査請求における監査結果でも経験したことです。

3 地域振興課の回答

地域振興課回答

9

2024 年度から、公共施設(市民センター・集会所等)への配布物受付窓口が、市庁舎内の地域振興課から、市の東南に位置する清原市民センターに変更になったことで不便をこうむっていました。不便を感じているのは当方ばかりではないだろうと思い、他の市民団体にも担当課に対して改善を求める請願書の提出を呼びかけました。残念ながら提出期日までにこれに応えた団体はなく、単独で請願書を提出しました。その回答が届いたというわけです。

回答の内容は本庁地域振興課、清原市民センターのどちらでも受け付けるというものです。申請する市民の居住地によっては清原のほうが都合のいいこともありましょうから、これはこれで良かったということになります。当然の結論ですが、むしろがっかりしたのは市民団体の反応です。詳しく書くことは控えますが、以下のような感触を得ました。

当該の団体にとって事実上の影響はないからという理由で関わらない、または賛同する他団体の動向を見てから 考えるという反応が多かったことです。これらは、配布物の受付問題を市政全般の問題として考えない、あるいは 市民全体の不利益として受け止めないという意味で、どちらも共通しています。彼らは、自らの足元に火が付いた 時には単独ででも立ち上がるのでしょうか。

声を上げ、立ち上がった主体が、逆に疎外されかねない状況が東大和市ではあるのではないか、そのようなことをこれまでにも感じてきました。廃プラ施設反対の直接行動、公民館有料化反対行動でも同じようなことがありました。これは本市だけの特徴なのでしょうか。重い課題を抱えこんだような気がしてなりません。

【またまた、少し長い後記】昨年12月22日、第193回総会を受けて発表された光石衛日本学術会議会長の談話は、菅元首相により任命拒否された6名についての言及はなく、むしろ法人化に対して前向きともとれるようなもので、残念ながら市民の期待に応えるようなものではありませんでした。学術会議が法人化に真っ向から反対するのであれば(個人的にはそれを期待してはいました)、及ばずながらこれを側面から支援する意味でも、東大和市の市議会に法人化反対の意見書を国に挙げるよう陳情書を提出つもりでいました。しかしこの会長談話では陳情の提出すらかないません。学術会議には落胆したというのが本音です。

しかし冷静に見れば学術会議も軍事研究反対の一枚岩ではなく、その姿勢も都度出された「声明」の内容も時代によって変化してきているのは事実です。

1950 年の学術会議声明では、戦時中の科学者が戦争遂行に協力した反省から「戦争目的の研究には絶対に従わない」という声明を出しました。また、1967 年には「軍事目的のための科学研究を行わない声明」を出しています。これは同年の第 8 回日本物理学会会議において、一部参加者が米軍の資金援助を受けていたことが発覚し事によるものです。2015 年から始まった防衛装備朝庁の安全保障技術研究推進制度への対応から、日本学術会議は、2017 年に過去 2 回の声明を受け継ぐという軍事研究反対の声明を発表しました。しかしこの声明は、大学等の研究機関に審議会を設けて検討するなどという点で軍事研究に対する姿勢があいまいであるという指摘もなされています。

国立天文台がこの制度に応募するのではないかという報道に接したのは2019年9月10日の東京新聞でした。 それは、子供たちの宇宙へのあこがれの象徴である天文台が軍事研究に加担するというショッキングな内容でした。 わたしたちは「防衛省の『安全保障技術研究推進制度』は「軍事技術研究推進制度」です 軍事研究につながる防 衛省制度に国立天文台は応募しないよう要請します」という要請書を急遽作り、市民に賛同を呼びかけ、これに応 じてくれた14名の連名、うち3名の有志で、同月26日には三鷹市にある国立天文台を訪問し(台長が海外主張 であったため)副台長にこの要請文を手渡し、軍事研究を行わないようにお願いしました

思い返してみれば、わたしたちにとって学術会議の声明は極めて当たり前の内容であり、天文台が軍事研究に加担するのを止めるための一つの根拠ともいえるものでした。学術会議の在り方にまでは視野が及ぶことはありませんでした。しかし 1997 年の行政改革の流れのあたりから政権側から学術会議への批判も、その在り方を含め出ていたようです。

2020 年に菅元首相による学術会議会員 6 名の任命拒否があり、ここから学術会議の在り方が議論されるようになりました。もちろん問題の根幹は菅元首相の任命拒否であり、学術会議のあり方検討は問題解決の一助にならないばかりか、論点のすり替えでしかありません。しかし、わたしたち市民にとって任命拒否問題やあり方検討は、(とりわけ天文台の)軍事研究に対するのとは感度に違いがあったのは事実です。しかも今回の「会長談話」です。

日本学術会議の独立性と自律性を守ること、学問・研究の自由守ることが、ひいては軍事研究反対を堅持することになる、そのことが理解できないわけではありません。また、そのためにも学術会議の財政的な基盤を保障するという意味で国の組織であり続けることが必須です。しかし、戦争反対、軍事研究反対という市民の素朴な願いは、学術会議が戦寺中の学者・研究者の戦争協力への反省から軍事研究反対という明確なメッセージを発しているからこそこそ共感できるのであって、法人化反対という主張には位相の違いがあったように思われます。

それでもなおかつ市民は戦争反対、軍事研究反対、武器製造や輸出に反対しててかなくてはならず、その流れの中で学術会議の法人化反対とどう具体的に関連付けられていくのかが、今後の課題だと言えそうです。

サンホセの会2月定例会

【日時】2月16日(日) 午後1時30分~3時30分 【場所】中央公民館 202学習室

【テーマ】2025 平和市民のつどいに関してなど ※オンライン参加希望の方は 13 日までにご連絡く ださい。

住民訴訟 控訴審判決言い渡し (東大和市弁護士成功報酬違法支出事件)

【日時】2月27日(木)午後1時25分

【場所】東京高裁812号法廷

【集合】同法廷控室午後1時15分

【最寄駅】東京メトロ丸ノ内線、日比谷線、千代田線 「霞ヶ関駅」下車

















「自由と人権」は公民館利用登録団体です。基本的人権や市民的自由について考え、 行動しています。関心のある方は、表紙連絡先までお知らせください。